

(意見書案第20号)

現行保育制度の堅持と保育所の最低基準の改善を求める意見書

政府の経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会、規制改革会議などにおいて、保育所への直接契約、直接補助制の導入などの市場原理に基づく保育改革や、保育所の最低基準の引き下げなどの改革議論が行われている。

こうした議論では、選択者（保護者）の意向のみが強く反映され、子どもの福祉が軽視されたり、少子化が進行し財政事情が厳しい過疎地などの地方への配慮を欠き、さらには、過度の競争を強め、保育水準の低下や地域の保育機能を崩壊させる懸念がある。保育は単なる託児ではなく、子どもに良好な育成環境を保障し、次世代の担い手を育成する公的性格を持つものである。

よって、政府においては、子どもの立場に立ち、地方の実情を踏まえた保育制度の議論を行うべきであり、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 少子社会の中にあって、次代を担う子どもの育成については、これまでに増して国が責任を持って推進すること。また、保育所においては、市場原理の導入は子どもの福祉が軽視され地域の保育機能を崩壊させる懸念があるので、現在の地方自治体との契約とし、市町村が適切に関与する仕組みを維持すること。
- 2 保育所への入所要件の拡大は、財政事情による保育水準の低下が懸念されるため、児童の福祉の後退を招かないような措置を講ずるとともに、国の必要な財源確保を前提として行うこと。
- 3 保育所の最低基準は、保育のための職員配置、設備、保育内容に関する最低の基準であり、最低基準を標準基準に改めることは、地域によって保育水準が低下することに繋がるものである。よって、標準基準に改めるのではなく、最低基準の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛